

JPBM 第37回全国統一研修会資料（医療機関向け）

医療法人（病院）の「持分なし法人」 移行等の課題と対策ポイント

課題

2022（令和4）年11月22日

主催：JPBM・医業経営部

〔A〕 課題の内容

1. 発端

1年ほど前、「認定医療法人制度」を活用して出資持分の放棄を非課税移行した法人（病院）Z 理事長から、突然電話がかかり「医大同期で、うちよりやや小ぶりの持分あり法人の理事長が、うちと同じ持分放棄を考えており、相談にのってやって」と言われた。

少し後で連絡をとりあい、初対面の理事長・常務理事が2022（令和4）年10月1日に来所、情報として当該法人（病院等）のパンフレットや次の資料等を渡された。

2. 法人の概要等

医療法人社団・山本会（以下「当法人」という。3月末日決算）は、1975（昭和50）年8月1日に個人病院から法人となり現在、山本病院（120床：山本一郎院長）、病院敷地内の別棟で山本内科クリニック（無床：高田輝生院長）、他、訪問介護ステーション・介護系等の附帯業務を行っている。建物は全て法人所有、土地の一部は理事長個人の土地を法人が賃借している。

また、メディカル・サービス法人（以下「MS法人」という。「関係事業者」からは、かろうじてはずれている。）もあり、資本金は20,000千円で全て山本理事長が出資しており、役員は2名（代表取締役社長は山本一郎、取締役：山本花代となっている。MS法人の事務所は山本病院の一室を無償で使用している。当法人がMS法人に5年程前に30,000千円を無利息・無担保で貸しているが、返済は一切なされていない。

【社員・役員情報】

（令和4年10月1日）

役職名	氏名	職業	出資額	入社年月日	理事長との関係等
理事長（社員）	山本 一郎・80歳	山本病院院長	30,000千円	S50.8.1	本人（医師）
常務理事（社員）	山本 花代・75歳	事務長	10,000千円	S50.8.1	同族・妻（非医師）
理事（社員）	吉山 剛 ・55歳	山本病院副院長	10,000千円	H12.3.31	非同族（医師）
監事（社員）	桂木 二郎・65歳	元・職員	10,000千円	H12.3.31	非同族 （MS法人・課長）
計	4名	—	60,000千円	—	—

（注）理事長報酬（月）4,000千円、常務理事報酬（月）1,000千円、賞与なし。

3. 理事長・常務理事からの要望

(1) 前提条件：Z 理事長と同じように認定医療法人の認定を受け出資持分を放棄して、持分なし医療法人に非課税で移行したい。出資社員4人は賛成。ただし監事はそれに協力するが、病気もあり出資持分（10,000千円）の適正評価（平成12年の入社時は、総資産10億円、純資産2億円）をしてもらい、出資持分の払戻しを受け退社し、MS法人も退社したい。

なお、移行計画の認定期限が令和5年9月末までは承知。間に合わない場合、他の

方法は？

(2) 吉山理事（副院長、妻の桃子はこの勤務医師）に、次の理事長になってもらい、理事長・常務理事は、持分なし法人移行後に「役員退職金規程」に従い、適正な退職金を税法限度額以内でいただきたい。役員（社員）全員の了承はとれている。

なお、現理事長・個人の「経営者保証」と、週3日くらい勤務医師（外来のみ）、3年を限度に原則として行ってよい。

以上により、「提案書」をいただきたい。

〔B〕提案書等の策定

以上、〔A〕で示した1．発端、2．法人の概要等、3．理事長・常務理事からの要望などにより（不足部分は適正と思われる補足をする）、下記の書類等を作成しなさい。

記

- I 初会・資料等の收受時に医業経営に係るコンサルタントとして行うこと
- II 当法人・法人機関設計の見直し案
- III 桂木社員の出資払戻しの金額と対応案
- IV 理事長・常務理事の退職金の策定と理事会、社員総会議事録の案
- V 提案書（2か、3の業務が混在すると思われるが）の作成
- VI 役員退職金規程の策定案
- VII 新・執行体制は、令和5年4月1日以降になると思われるが、令和6年3月末、診療報酬・介護報酬の同時改定をはじめ、「医師の働き方改革」などの制度改正があり、当法人の適切な対応を簡潔に示しなさい。

以上